

総合教育会議について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置するもので、教育に関する予算の編成や執行や条例の提案など権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題や方向性を共有し、より民意に反映した教育行政の推進を図る。

2 位置付け等

- 地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場。
- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。（法第 1 条の 4 第 1 項）
- 事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重して事務執行にあたること。（法第 1 条の 4 第 8 項）
- 構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。（法第 1 条の 4 第 2 項）
- 会議は、地方公共団体の長が招集する。（法第 1 条の 4 第 3 項）

3 協議・調整事項

協議すべき事項

- 大綱の策定に関する協議（法第 1 条の 4 第 1 項）
- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。（法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号）
 - （例）・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
 - ・幼児教育・保育の在り方や総合的な放課後対策、子育て支援のよう
 - に地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。（法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号）
 - （例）・いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
 - ・災害発生により校舎の倒壊などの被害が生じ、防災担当部局と連携する場合

協議すべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など政治的中立性の高い事項

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き公開。(法第 1 条の 4 第 6 項)
- 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。(法第 1 条の 4 第 7 項)

5 開催スケジュール(案)

年 2 回程度の開催を予定

※平成 27 年度予定

開催時期	協議議題
7 月 7 日	第 1 回総合教育会議 ・ 総合教育会議について ・ 教育大綱について
10 月～11 月	第 2 回総合教育会議 ・ 教育施策の取組みの現状と次年度の方向性（意見交換）など
1 月	第 3 回総合教育会議 ・ 特定のテーマに関する意見交換 など
随時	・ 児童、生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき施策など